

2020年9月7日

## 八尾市の母子餓死事件及び生活保護行政に関する公開質問状

八尾市長 大松 桂右 殿

八尾市母子餓死事件調査団

共同代表 井上 英夫（金沢大学名誉教授）

同 尾藤 廣喜（生活保護問題対策全国会議代表幹事）

同 矢部あづさ（八尾社会保障推進協議会会長）

（連絡先）530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所 電話06(6363)3310 FAX06(6363)3320

事務局 弁護士 小久保 哲郎

本年2月22日、貴市において、無職の母親（54）と長男（24）が餓死死体で発見されるという痛ましい事件が起きました。母親は（一時は長男も）生活保護を利用していたにもかかわらず、2019年12月26日と2020年2月5日の支給日に生活保護費を取りに来庁することなく、水道の給水が停止され、民間事業者であるケアマネージャーによって遺体が発見されるという経過は極めて異常です。

そこで、私たちは、こうした悲劇を二度と起こさないためには、なぜこのような事件が起きたのか、その背景と原因を明らかにする必要があると考え、生活保護などの貧困問題に取り組む民間団体や個人で本調査団を結成しました。

つきましては、今般、上記の母子餓死事件について以下のとおり、質問および資料提供の要請をいたします。御多忙中にお手数をおかけして恐縮ですが、2020年9月30日までに上記の連絡先宛に書面でご回答いただけますようお願い致します。（いただいた回答をふまえて意見交換の場をお持ちいただきたいと考えております。）

なお、本公開質問状及び貴市のご回答ご対応内容はすべて公開いたしますので、予めご承知おき願います。

### 第1 貴市で発生した母子餓死事件の事実経過について

- 1 当調査団の調査によると、貴市で発生した母子餓死事件の事実経過は別紙時系列表のとおりです。

別紙時系列表記載の事実経緯に誤りがあれば、具体的にご指摘ください。

- 2 新聞報道及び本年 6 月 10 日の貴市議会議事録によると、2019 年 7 月 5 日以前にも母子が生活保護を利用していたこと、過去にも何回か長男を生活保護から外したことが推測されます。貴市における母子の生活保護の利用状況を明らかにして下さい。また、いつ、どのような理由で長男を生活保護から外しましたか。また、その間の長男の生活実態をどのように把握していましたか。
- 3 2019 年 3 月、5 月の料金滞納による給水停止や、同月末の家賃滞納による退去の原因はどのように把握していましたか。母子 2 人が母親だけの生活保護費で生活していたことが原因となっていたのではありませんか。
- 4 母親が、同年 7 月 5 日、最後の居住地へ転居した際、貴市は転居費用を支給したのですか。
- 5 上記転居直前、母子が公園で寝泊まりしているところを警察に保護されたことが生活保護利用の契機であったのなら、なぜ母子 2 人ではなく母親だけの単身世帯として生活保護を再開し、転居費用を支給したのですか。長男の居所、収入についてはどのように聞き取り、把握しておられましたか。
- 6 生活保護再開後、貴市では母親から毎月 2 万円の返還金の回収を始めたということですが、何の費用の返還金だったのですか。また、返還決定にあたっての生活保護法上の根拠条文は何条ですか。また、何を根拠に毎月 2 万円という返還金額を決めたのですか。厚労省が示す返還金の目安額（単身世帯 5000 円、複数世帯 1 万円）に照らしても高すぎるとは考えませんでしたか。
- 7 生活保護再開後、母親一人の生活保護費で母子 2 人が生活していたと考えられますが、その事実は把握していましたか。把握していないとすれば、この間、長男はどこでどのように生活しているか、母親に質問しましたか。貴市ではどのように認識していましたか。
- 8 保護再開後、母親は来庁して生活保護費を受領していたとのことですが、支給日に遅れて来庁することはありましたか。来庁した際に、最低生活費より月 2 万円低い生活費でどのように生活しているか、問題は起きていないか、聞き取りや話し合いをしましたか。
- 9 同年 12 月 26 日、1 月分の生活保護費の受け取りに来庁しなかったということですが、生活保護費以外に収入の当てがなく、年始年末を過ごすための預貯金があるはずもない（同年 7 月に保護再開されたばかりで月 2 万円の返還を行っていれば預貯金する余裕などないと考えます）母親がこれを受け取りに来ないというのは異常事態です。年末年始を挟むこともあり、不測の事態をも想定して、連絡票投函に留まらず家主・警察等とも調整するなどして住居に踏み込んで安否確認するのが、母親の生活と生存を守る立場である福

社事務所の通常の対応と考えられます。なぜ、そのような対応をとらなかったのですか。

また、年内最終の開庁日である翌12月27日には何らかの対応をとられましたか。とらなかったとすれば、その理由も教えてください。

本年6月10日の貴市議会での議事録では、法28条の立入調査権について地域福祉部長は、「住居の中に立ち入る権限まであるものではないと認識しております」と答弁されていますがその根拠をお示し下さい。

10 2020年2月5日、2月分の生活保護費の受取に来庁しなかった際にも、上記同様の安否確認の対応をとらず、2月10日になって自宅訪問して投函するにとどめたのは何故ですか。

11 同年2月18日、1月1日に遡及して「失踪」を理由に保護廃止したということですが、生活保護法上「失踪」という廃止理由はありません。本年6月10日の貴市議会議事録では、地域福祉部長は、「保護をしている場合に、ケースワーカー等から必要な連絡をしても、連絡がとれない状況が続いて、保護費を受け取られない状況」と答弁していますが、その根拠をお示し下さい。保護廃止の法律上の根拠は生活保護法何条ですか。また「失踪」を理由とした保護廃止をするにあたって、失踪の事実をどのように確認しましたか。

仮に「転出」による実施責任の消滅（法19条）ということであれば、「転出」の事実を具体的にどのようにして確認したのですか。

また、保護廃止日を「1月1日」とした根拠は何ですか。

## 第2 貴市における生活保護行政全般について

貴市における過去5年間の以下のデータをご提供ください。

（下線部についても漏れなくご回答ください）

### 1 生活保護行政全般

- ① 保護費総額
- ② 被保護世帯数
- ③ 被保護人員数
- ④ 保護率（③÷市人口）
- ⑤ 高齢，障害・傷病，母子，その他世帯の各割合
- ⑥ 相談件数
- ⑦ 申請件数
- ⑧ 申請率（⑦÷⑥）
- ⑨ 開始件数
- ⑩ 開始率（⑨÷⑥）

- ⑪ 申請から14日以内に決定した件数, 30日以内に決定した件数, それ以上要した件数
- ⑫ 文書による指導指示件数, それに基づく停廃止処分の件数
- ⑬ 廃止件数
- ⑭ 廃止理由の内訳及び内訳別件数
- ※ 「その他」が異常に多いのは何故か。「その他」にはどのような事由があるのかと, それぞれの件数 (特に「その他」中の「辞退」の件数)。

## 2 職員体制について

- ① 生活保護査察指導員, 同ケースワーカーの各人数
- ② ①のうち社会福祉主事, 社会福祉士, 精神保健福祉士, 臨床心理士の各資格取得者の人数
- ③ ①の年齢別, 在職年数別人数の内訳, 平均在職年数, 平均年齢
- ④ ケースワーカー一人あたりの持ちケース数
- ⑤ 貴市職員全体の男女比率と貴市の生活保護担当部署職員の男女比率
- ⑥ 生活保護担当部署職員に対して実施した研修の具体的な内容

## 3 貴市において作成している文書資料類

以下の資料類があれば, 過去5年分について, 開示, ご提供ください。

- ① 生活保護実務運用のための年度別生活保護運営方針または計画書面
- ② 府の監査における指摘事項書面及び府に対する回答書面
- ③ 各種自立支援プログラムの実施要領等書面。
- ④ 「失踪」廃止を含む保護廃止に至る手順等を定めたプログラム等があれば当該書面

以 上

	年	月日	できごと	情報源			
				市報告 (2.26)	毎日新聞記事 (2.28)	市議会 質問 (6.10)	友人
1	2007		父、母、長男の3人で生活保護保護利用開始				○
2			数年前、父が死亡後は母、長男で生活保護を利用				○
3			長男の就職が決まるたびに生活保護の対象から外すことの繰り返し。仕事が長続きせず、また母親と一緒に生活保護を受けることを何度も繰り返していた。		○		
			長男は何回にもわたって保護を打ち切られ、就労が決まった時点で、祖母の家に行くという形で生活保護を外されていた。			○	
			実際には一度も行っていない（と遺族に聞いている）。			○	
4			母と祖母は関係が悪く、母と長男は常に一緒に行動していたので、長男が祖母宅に行ったとは考えられない。				○
5			八尾市によると、母親は単身世帯として生活保護を利用。		○		
6			母と長男は仲が良く常に同居し一緒に行動していた。長男が転出したというのは聞いたことがない。				○
7		3月26日	料金滞納により停水（3月27日停水解除）	○			
8		5月9日	料金滞納により停水（5月10日停水解除）	○			
9		5月末	家賃滞納で前住居から追い出される				○
10			母子は駅前のターミナルホテルや公園で生活				○
11			母子が公園で寝泊まりしているところを警察に保護され、友人らも迎えに行く。				○
12		7月5日	最後の居住地へ転居。本人水道局来局、料金納付（最後の納付・新住所の開栓日）	○			
13			母親のみの世帯として生活保護再開。		○		
14			母子は仲が良く、足が不自由な母親が立ち上がる際には長男が肩を貸すなど、いつもそばで寄り添っていた。収入は母親の生活費だけで生活は苦しかった。		○		
		7月～	毎月2万円を八尾市に返済していた。基本的に本人の了解のもと、そういう決定をした。			○	
15	2019年	7月23日	八尾市生活保護課、転居確認のため訪問	○			
16		7～12月	来庁し、保護費受給（12月は初頭の12月分保護費支給日について）	○			
17		8月5日	本人から水道局へ電話、納付を約束するも納付実績なし。この間、電話（3回）、自宅訪問（1回）をしたが全て面談等に至らず	○			
18		7～12月	毎月、支給日に来庁し、生活保護費受給	○			

年	月日	できごと	情報源			
			市報告 (2.26)	毎日新聞記事 (2.28)	市議会 質問 (6.10)	友人
19	秋ころ	母と長男はしばしば友人宅に食事やお風呂の提供を受けに訪れ宿泊していたが、このころを最後に連絡が途絶えた。				○
20	秋ころ	友人は5000円と冷凍食品を渡した。その後、5000円が入った封筒とミカンが郵便受けに入っていたが、母子とは連絡が取れなかった。		○		
21	11月12日	(水道局) 自宅訪問したが応答なし。停水予告書投函	○			
22	11月18日	(水道局) 携帯に電話、納付を約束したため停水中止	○			
23	11月28日	(水道局) 自宅訪問、本人在宅、納付を約束するも納付実績なし。この間、電話(3回)、自宅訪問(4回)をしたが全て面談等に至らず	○			
24	12月26日	1月分の支給日であるが来庁せず、本人に電話したが不通。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。水道局へ水道料金の納付状況を確認	○			
25	1月8日	(保護課) 自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函。本人の母に電話連絡して本人に伝言を依頼。 (水道局) 自宅訪問したが応答なし。停水予告書投函	○			
26	1月15日	料金滞納により停水	○			
27		水道局から保護課に停水の連絡はなかった。事件後の3月以降、水道局は保護世帯の停水する場合1週間前に保護課に連絡することとなった。	○			
28	1月22日	(水道局) 自宅訪問したが応答なし	○			
29	2月5日	2月分の受給日であるが来庁せず	○			
30	2月10日	(保護課) 自宅訪問したが応答なし、連絡票を投函	○			
31		無施錠の室内をのぞいたが、異変には気づかなかった。		○		
32	2月18日	生活保護廃止決定(1月1日に遡及して廃止)	○			
33	2月19日	(水道局) 自宅訪問したが応答なし	○			
34	2月22日	自宅で二人の遺体が発見。ケアマネの男性が呼びかけに応じないのを不審に思い無施錠のドアを開けて発見。母親は布団で長男は隣の介護用ベッドであおむけに倒れていた。解剖の結果、母親は死後1か月以上、長男は10日ほどまえに低体温症で死亡。		○		

※ 上記情報源の詳細は以下のとおり。

【市報告(2.26)】令和2年2月26日付地域福祉部長・水道局長名による議員各位宛ての「新聞報道について(報告)」

【毎日新聞記事(2.28)】2020年2月28日付け毎日新聞記事

【市議会質問(6.10)】2020年6月10日八尾市議会定例会本会議において、越智妙子議員による質問と当局の答弁

【友人】当調査団が、母子の近所に住む友人から聴取した内容